

## ■ 特別区設置の日の検討について

- 特別区の設置の検討にあたっては、
  - ・ 住民サービスに支障がでないこと
  - ・ 区長マネジメントが発揮できること **が重要**
- 特別区設置の日については、組織体制の整備やシステム改修など主要な項目において、上記の観点から特別区への円滑な移行に向けて必要な期間を踏まえた検討が必要

### 住民投票後の必要期間 (見込み)

主要項目	必要期間
① 組織体制の整備	概ね2年程度
② システム改修	同 上
③ 庁舎改修	概ね4年程度
④ 庁舎建設	概ね6年程度
⑤ 街区表示板、住居表示板の変更	概ね1年程度

※ 必要期間は、府市大都市局が過去の事例や関係局のヒアリングなどに基づき作成